

## 香川高等専門学校研究紀要規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は香川高等専門学校（以下「本校」という。）において、学術研究の成果を公表するため、必要な事項を定める。

(名称)

**第 2 条** 研究紀要の名称は「独立行政法人国立高等専門学校機構香川高等専門学校研究紀要」、英語名称は The Bulletin of National Institute of Technology, Kagawa College（以下「紀要」という。）とする。

(作成)

**第 3 条** 紀要は年 1 回作成する。

(研究論文の内容)

**第 4 条** 独創的で学問・文化・産業の発展に寄与する学術論文に限る。論文の内容については執筆者がすべての責任を負う。

(投稿資格)

**第 5 条** 紀要への投稿は本校教職員、非常勤講師及び名誉教授に限る。各図書委員会が特に認めた場合に限り、それ以外の者を共同研究者とすることができる。

(紀要の公開)

**第 6 条** 紀要に掲載する論文はインターネット上で公開する。

(論文の著作権)

**第 7 条** 紀要は電子化し公開するため、論文の著作権のうち「複製権」及び「公衆送信権」は本校に帰属するものとする。

(雑則)

**第 8 条** この規程に定めのない事項が生じた場合は、図書館委員会で審議するものとする。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。